

熊本県公報

第 1 0 8 9 7 号
平成 14 年 10 月 11 日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則		
熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則	(自然保護課)	2
告 示		
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課)	2
指定居宅サービス事業所の指定	(")	2
漁船保険義務加入の同意の承認	(漁政課)	2
"	(")	3
"	(")	3
"	(")	3
保安林の指定の解除	(森林保全課)	3
保安林の指定に関する予定	(")	3
"	(")	4
"	(")	4
"	(")	4
"	(")	5
家畜伝染病の発生	(畜産課)	5
字の区域の変更	(市町村総室)	5
"	(")	6
道路の供用開始	(道路維持課)	6
"	(")	7
"	(")	7
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	8
"	(")	8
公 告		
一般競争入札の落札者等の決定	(税務課)	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見	(商工政策課)	8
"	(")	9
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(")	9
平成14年度後期技能検定の実施の一部改正	(職業能力開発課)	10
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	10
"	(")	10
砂利採取業務主任者試験の実施	(工業振興課)	10
県有財産の売却	(管財課)	11
登 載 依 頼		
八代地域保健医療推進協議会の会議の開催	(八代地域保健医療推進協議会)	12
正 誤		
平成14年7月17日熊本県告示第572号(熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項)中	(地域政策課)	12
平成14年5月24日熊本県公安委員会規則第7号(熊本県道路交通規則の一部を改正する規則)中	(警察本部)	12

本号で公布された規則のあらまし

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則
 (1) 次の三つの規則の沿岸漁業の定義を定めている条項について、根拠規定を漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項から沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に改めることとした。
 熊本県立自然公園条例施行規則(第10条関係)
 熊本県自然環境保全条例施行規則(第13条関係)
 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(第10条関係)
 (2) 施行日
 公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第83号

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第10条第10号中「漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)」に改める。

(熊本県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ(ク)中「漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)」に改める。

(熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成3年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号ウ(ク)中「漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第770号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所熊本介護サポート 熊本市京町二丁目12番75号	有限会社熊本介護サポート	平成14年10月1日

熊本県告示第771号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービスを次のとおり指定した。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リハビリ倶楽部 熊本市御領一丁目3番43号	有限会社 シルバーライフ サービス	平成14年10月1日

熊本県告示第772号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。)第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年10月12日熊本県告示第638号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年10月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

嵐口加入区

熊本県告示第773号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年10月12日熊本県告示第639号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年10月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

新和町加入区

熊本県告示第774号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年10月12日熊本県告示第642号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年10月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

牟田加入区

熊本県告示第775号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年10月12日熊本県告示第641号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年10月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

本渡市加入区

熊本県告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡栖本町大字河内字赤木野5658の1・5658の3から5658の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに栖本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字笹原2961の1、3002、字見瀬ノ上3085の2、3086の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成14年10月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字石野字桶嶽 1346の1、字扇迫 1390の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成14年10月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村丙字清楽 1068の5、1105の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成14年10月11日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上戸越町字喜和田平 3681の3、3681の4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 781 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 14 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市大字上吉田字一の瀬 1366 の 10、1367、1368、字樽原 1563 の 1、大字寺島字北谷 2816 の 1、2816 の 3、2853、2857 の 1、2857 の 2、2858 から 2860 まで、2862 の 1、2862 の 2、2863 の 1、2863 の 2、2865 の 1 から 2865 の 3 まで、2868 から 2889 まで、2891 の 2、2892、2909、字法花寺 2955、2957 の 1、2959、2960、2962、2963 の 1、2963 の 2、2964 から 2973 まで、2975、2976、2977 の 1、2977 の 2、2978 から 2984 まで、2988、2992、2992 の 1 から 2992 の 6 まで、2994 の 1、2994 の 2、2997 から 3002 まで、3004 から 3007 まで、3008 の 1 の 1、3008 の 1 の 2、3008 の 2 の 1、3008 の 2 の 2、3009 から 3011 まで、3012 の 1、3012 の 2 の 1、3012 の 2 の 2、3012 の 3 の 1、3012 の 3 の 2、3013 から 3020 まで、3021 の 1、3021 の 2、3022、3023
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北谷 2816 の 1・2816 の 3・2865 の 1 から 2865 の 3 まで・字法花寺 2966(以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)、2967 から 2969 まで、2977 の 1・2992 の 3・2992 の 4・2992 の 6・2994 の 2・2998・2999・3001・3004・3005(以上 10 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 782 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。
平成 14 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 14 年 10 月 1 日	水 俣 市	1 戸 16 頭	乳用牛

熊本県告示第 783 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨相良村長から届出があった。
上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。
平成 14 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
四 浦 西	宮 ノ 下	17 の 1、18 の 1、18 の 6、18 の 7、19 の 1、19 の 3、20 の 4、21 の 1 から 21 の 3 まで、24、26 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字平川 63 に隣接する水路である国有地の全部	四 浦 西	平 川
四 浦 西	高 美 堂	1981 の 3、1991 の 1 の一部、1991 の 2、1992 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	四 浦 西	除 ヶ 添